

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マ-ク)すること。

[ 1 ] 次の記述は、用語の定義について述べたものである。電波法(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の B を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線局」とは、無線設備及び C を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2	300万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	300万ギガヘルツ	信号	無線設備の操作
4	300万ギガヘルツ	音響	無線設備の管理

[ 2 ] 次の記述は、申請による周波数等の指定の変更について述べたものである。電波法(第19条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条(予備免許)の予備免許を受けた者が識別信号、 A、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去
2	無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整
3	電波の型式	空中線の型式及び構成	電波の規整
4	電波の型式	空中線電力	混信の除去

[ 3 ] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法(第28条及び第29条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の A、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する B が、総務省令で定める限度を超えて他の C に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	偏差及び幅	電波又は高周波電流	無線設備の機能
2	偏差及び幅	電波	無線局の運用
3	偏差	電波又は高周波電流	無線局の運用
4	偏差	電波	無線設備の機能

[ 4 ] 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の  A から許容することができる最大の偏差又は発射の  B から許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

- | A       | B           |
|---------|-------------|
| 1 基準周波数 | 特性周波数の基準周波数 |
| 2 基準周波数 | 特性周波数の割当周波数 |
| 3 割当周波数 | 特性周波数の割当周波数 |
| 4 割当周波数 | 特性周波数の基準周波数 |

[ 5 ] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第 4 条の 2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合しているものを下の表の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電 波 の 型 式 の 内 容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	J 8 D	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である 2 以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F 3 E	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である 2 以上のチャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
3	F 9 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の 1 又は 2 以上のチャンネルとアナログ信号の 1 又は 2 以上のチャンネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 7 W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン(映像に限る。)

[ 6 ] 次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作について述べたものである。電波法施行令（第 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者は、陸上の無線局（注）の空中線電力  A の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で  B の周波数の電波を使用するものの技術操作を行うことができる。

注 陸上の無線局とは、海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。

- | A          | B         |
|------------|-----------|
| 1 500ワット以下 | 30メガヘルツ以上 |
| 2 500ワット以下 | 25メガヘルツ以上 |
| 3 700ワット以下 | 25メガヘルツ以上 |
| 4 700ワット以下 | 30メガヘルツ以上 |

[ 7 ] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第 5 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが  B ときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A           | B        | C     |
|-------------|----------|-------|
| 1 有線通信      | 著しく困難である | 災害の救援 |
| 2 有線通信      | 能率的でない   | 財貨の保全 |
| 3 電気通信業務の通信 | 著しく困難である | 財貨の保全 |
| 4 電気通信業務の通信 | 能率的でない   | 災害の救援 |

[ 8 ] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第 5 6 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を  B その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	障害するような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	不可能とするような混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	障害するような混信	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	不可能とするような混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[ 9 ] 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局の免許人に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当するものはどれか。電波法（第 7 2 条）の規定に照らし、1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認める場合
- 2 空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認める場合
- 3 指定されていない周波数を使用していると認める場合
- 4 無線設備の変更の工事の許可に係る変更検査を受けた結果、不合格と判定する場合

[ 10 ] 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第 7 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局の免許人から、の規定により総務大臣が通知した期日の  B 前までに、当該無線局の無線設備等について登録点検事業者（注 1）又は登録外国点検事業者（注 2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、の規定にかかわらず、その  C を省略することができる。

注 1 登録点検事業者とは、電波法第 2 4 条の 2（点検事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第 2 4 条の 1 3（外国点検事業者の登録等）第 1 項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 総務省令で定める時期ごとに	2 箇月	全部
2 総務省令で定める時期ごとに	1 箇月	一部
3 毎年 1 回	2 箇月	一部
4 毎年 1 回	1 箇月	全部

[ 11 ] 次に掲げるもののうち、無線従事者が総務大臣から 3 箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第 7 9 条）の規定に照らし、1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 無線従事者としてその業務に従事することがなくなったとき。
- 3 無線局の運用を 6 箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[ 12 ] 基地局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか。電波法施行規則（第 3 8 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 基地局のある事務所内の見やすい箇所
- 2 通信室内の見やすい箇所
- 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 受信装置のある場所の見やすい箇所